

# **庄内町いじめ防止基本方針**

**平成28年4月**  
**庄内町・庄内町教育委員会**  
**(最終改定 令和元年5月)**

# 目 次

<b>第1章 いじめ防止等の基本的な考え方</b> . . . . .	1
1 「庄内町いじめ防止基本方針」策定の目的 . . . . .	1
2 いじめの定義 . . . . .	1
3 いじめ防止等に関する基本理念 . . . . .	3
<b>第2章 いじめ防止等に向けて実施する取組</b> . . . . .	4
1 庄内町教育委員会が実施する施策 . . . . .	4
（1）いじめ防止等の組織体制の構築 . . . . .	4
（2）関係会議や関係機関との連携 . . . . .	5
（3）「学校問題サポートチーム」の取組 . . . . .	5
（4）教育相談体制の強化 . . . . .	6
（5）いじめ防止のための「強化月間」の実施 . . . . .	6
（6）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の実施 . . . . .	7
（7）道徳教育を中心とした授業づくりと集団づくりの推進 . . . . .	7
（8）学校以外の子どもが活動する場でのいじめの防止対策 . . . . .	7
2 学校が実施する取組 . . . . .	8
（1）「学校いじめ防止基本方針」の策定と周知 . . . . .	8
（2）「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置 . . . . .	8
（3）いじめの未然防止の取組 . . . . .	9
（4）いじめの早期発見 . . . . .	10
（5）いじめへの対処 . . . . .	11
3 子どもとしての取組 . . . . .	15
4 保護者としての取組 . . . . .	15
5 町民・地域社会としての取組 . . . . .	15
6 インターネットによるいじめの対応 . . . . .	15
7 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応 . . . . .	19
8 いじめの解消について . . . . .	20
<b>第3章 重大事態への対応</b> . . . . .	20
1 教育委員会及び学校による対処 . . . . .	20
（1）重大事態の意味 . . . . .	20
（2）調査の趣旨及び調査の組織 . . . . .	21
（3）事実関係を明確にするための調査の実施 . . . . .	22
（4）重大事態の調査結果の報告 . . . . .	24
（5）その他の留意事項 . . . . .	24
2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置 . . . . .	24
（1）再調査 . . . . .	24
（2）再調査を行うための組織 . . . . .	25
（3）再調査の結果を踏まえた措置等 . . . . .	25
<b>第4章 点検・評価及び基本方針の見直しについて</b> . . . . .	25
1 教育委員会が行う点検・評価 . . . . .	25
2 学校が行う点検・評価 . . . . .	26
3 町基本方針の見直し . . . . .	27

## ―はじめに―

# 共に生きる他者を尊重する「生き方」をめざして

本町では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行、以下「法」という。）及び「庄内町いじめ防止対策の推進に関する条例」（平成28年4月1日施行、以下「条例」という。）に基づき、「いじめの防止などのための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、以下「国基本方針」という。）及び「山形県いじめ防止基本方針」（平成26年4月策定）を踏まえ、町の特性を生かしたいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、町民全体で推進するために「庄内町いじめ防止基本方針」を策定しました。

さらに平成29年11月の「山形県いじめ防止基本方針」の改定を受け、子ども達の実情に応じた対応ができるようにいじめの定義の確認、学校と地域の連携によるいじめの未然防止の重要性、学校のいじめ対策組織の機能強化による情報の共有化と担任の抱え込みの防止、インターネットでのいじめ等を入れ「庄内町いじめ防止基本方針」を改定しました。

現在、深刻ないじめの問題が全国的に発生し、子ども達が生き生きと生活できる場、楽しく自ら取り組もうとする学びの場に大きな影響を与えています。町の将来を担う子ども達が、安心・安全な教育環境の下で、よりよい生き方を求めて生きる力を育むためには、いじめの防止対策に関する取り組みをこれまで以上に推進していかなければなりません。

「庄内町教育振興基本計画」の基本目標「よりよい生き方や志を求め、自立し、地域社会を支える人づくり」は、夢（志）や生きがいを持って自己実現をめざし、生涯にわたって学び続ける意欲を育てるとともに、視野を広げ、相手の立場にたって人の内なる心を思いやり、助け合う心や、人や社会に役立とうとする社会参画の心を育てることを目標としています。いじめをしない、共に学ぶ仲間を尊重することは、「庄内町教育振興基本計画」がめざす人づくりと一致するものです。

小中学校は「いじめを許さない学校づくりの推進」のために「学校いじめ防止基本方針」を作成し、組織でいじめ問題に対応しようと努力しています。しかし、いじめは学校だけでなく、放課後の子ども達の遊びの場、スポーツ少年団活動や部活動など子ども達の活動するあらゆる場所で起きています。これからのいじめ防止、発見にはこれまで以上に学校、地域、家庭が連携して、子ども達が相手を尊重し、人と豊かにつながる力を育成できるように努力し続けることが必要になってきます。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、どこでも起こりうるもの」という認識のもと、「いじめを許さず見逃さない」ために、これからも「いじめはしてはいけない」ことを家庭・学校・地域・行政が一体となって教え、共に生きる他者を尊重する「生き方」をめざし、地域全体で連携しながらいじめ防止対策に取り組んでいきたいと考えています。

## 第1章 いじめの防止等の基本的な考え方

### 1 「庄内町いじめ防止基本方針」策定の目的

すべての子どもは、一人一人がかげがえのない大切な存在である。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、人権を侵害するものである。また、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」と同時に、だれもが「被害者にも加害者にもなりうる」可能性がある。庄内町は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関する基本理念を定め、町、庄内町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、子ども、保護者、町民、地域社会の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、「庄内町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）」を策定する。

### 2 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条では、いじめを以下のように定義している。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、習い事、スポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを指す。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。また、外見的には遊びやじゃれあい、親しく見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」のみの要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えば、いじめられていても、当該児童生徒がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があるなど、校内組織において情報共有することが必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒について、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行

為を行った児童生徒に対して適切な指導等が必要である。加えて、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを考慮したうえで対応する必要がある。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

山形県基本方針には、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、「いじる」行為やネット上のいじめに関する次のような行為にも注意が必要である。

- 遊びの延長でプロレス技をかけられる
- いじられる傾向にある児童生徒が、からかい等を目的に学級委員やリーダー等に推薦される
- 相手がいやがるあだ名で呼ばれたり落書きされたりする
- インターネットの掲示板や学校の裏サイト、ブログ等に誹謗中傷等を書き込まれる
- 悪口等が書かれたメールを他人に転送するように強要される
- 攻撃的なメール等が頻繁に届く
- 個人情報や本人にとって不利益となる情報が流される

(2) 「学校」とは、町内に所在する学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校をいう。

(3) 「子ども」及び「児童生徒」とは、町内小・中学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(4) 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(5) 「学校の設置者」とは、庄内町を指す。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条において、地方公共団体が設置する学校の設置及び管理に関することは、教育委員会において管理し、執行することとされている。

### 3 いじめの防止等に関する基本理念

#### (1) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という一貫した強い姿勢を貫く

いじめについては、いじめられる側にも原因があるとか、成長の糧になるなどの考えを一掃し、いじめは絶対に許されないという強い姿勢を貫くことが重要である。また、いじめに悩んでいる人に対して、見て見ぬふりをせず、何らかの方法で助けるなどの自浄力の育成を図ることが必要である。

#### (2) いじめはどの子どもにも起こりうる問題であるという認識をもつ

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうると同時に、だれもが被害者にも加害者にもなりうる可能性がある。9割の子どもがいじめに関わっているという調査結果も出ている。いじめは当事者以外からは見えにくく、わざとぶつかって「ごめん」と謝ったり、遊びやゲームを装ったりする巧妙化したいじめもある。また、インターネットの普及により、誰もがいじめられる側、いじめられる側になる可能性がある。したがって、いじめはすべての子どもに関係する問題であるという認識をもつ。

#### (3) いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織（チーム）で対応する

子どもの悩みを親身になって受け止め、いじめかどうかの判断は、あくまでもいじめられている子どもの認識によることに留意する。また、いじめの相談等にはじめに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から組織（チーム）で対応し、早期解決に努める体制を構築する。

#### (4) 小さなサインを見逃さず、子どもの声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢をもつ

子どもの小さなサインを見逃さず、子どもの悩みに気づき、じっくりと聴くことを大切にしていける。子どもは、仕返しをされるとか、保護者に心配をかけたくないなどの理由でいじめられている事実を話さないばかりか、時には否定することもある。学校の教職員と家庭が、何気ない子どもの言動から異変に気づき、子どもの話を真剣に受け止めることが重要である。

#### (5) 大人が子どもの手本となって、子ども達に思いやりの心を育てる

いじめ問題の解決には、家庭が重要な役割を担っている。教育委員会及び学校は、いじめ問題に関する保護者の理解を深め、学校や家庭、地域と連携して思いやりの心の育成に努める。また、大人の言動は子どもに大きな影響を及ぼすことから、教育委員会及び学校は、いじめの防止等のために、大人が子どもの手本となる言動をとることの大切さを家庭に伝えていく。

#### (6) 家庭・学校・地域・行政が連携していじめの防止対策に取り組んでいく

町、教育委員会、学校、子ども、保護者、町民、地域社会の責務を明らかにし、主体的かつ積極的に取り組むことだけでなく、家庭、学校、地域、行政が連携を強化し、町全体でいじめの防止や早期発見、早期解決に努めることが必要である。学校は、いじめの状況を定期的に家庭に情報提供し、家庭が子どもの小さなサインを見逃さないように、お互いに連絡を取りあい、協力していくことが重要である。また、学校は地域や家庭と連携し、学童保育、スポーツ少年

団や部活動、地域の活動等における、子どもの気になる情報を迅速に教えてもらえるように地域や家庭に協力を求めることが重要である。

教育委員会は、庄内町教育振興基本計画に掲げている「地域社会が一体となって教育を支える体制づくり」のひとつとして、いじめについても地域社会全体で取り組む気運の醸成を図る。

## 第2章 いじめの防止等に向けて実施する取組

### 1 町・教育委員会が実施する施策

#### (1) いじめの防止等の組織体制の構築（P28資料1参照）

##### ①「庄内町いじめ防止対策連絡協議会」の設置

教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例により、「庄内町いじめ防止対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、法律、心理、福祉、教育等に関する専門家、町校長会、町PTA代表、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者のほか、教育委員会が必要と認める者により構成する。連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ア) 町基本方針に基づくいじめの防止等のための対策及び連携強化に関すること
- イ) 関係機関によるいじめの防止等を目的とした啓発活動に関すること
- ウ) 教育委員会が必要と認める事項に関すること

本町のいじめの実態と対策等に関する情報を提供し、いじめの防止等に関するネットワークを構築し、いじめの防止等について広く協力を得るために標記の会を開催する。

##### ②「庄内町いじめ問題専門調査委員会」の設置

教育委員会は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、教育委員会の附属機関として、条例により、「庄内町いじめ問題専門調査委員会」（以下「専門調査委員会」という。）を設置する。専門調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。専門調査委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- ア) いじめの防止等のための対策に関すること

教育委員会は、当該年度に発生したいじめの状況や対応、いじめ関連調査による結果、いじめの防止等の施策等について情報を提供し、専門調査委員会の助言を受ける。

- イ) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係に関すること

##### ③「庄内町いじめ重大事態再調査委員会」の設置

町長は、法第30条第2項に基づき、学校における重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例に基づき、「庄内町いじめ重大事態再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置し、当該重大事態の調査の結果について再調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。

## (2) 関係会議や関係機関との連携

### ①「庄内町生徒指導主任会議」との連携

定期的に行われている「庄内町生徒指導主任会議」において、町内小中学校のいじめについて情報交換し、各校の指導に役立てる。教育委員会は、この会議に参加し、各校のいじめの実態について情報を共有し、早期から適切に学校を支援する。

### ②警察署、法務局、児童相談所、医療機関との連携

教育委員会及び学校は、庄内警察署、山形地方法務局酒田支局（以下法務局）、庄内児童相談所（以下児童相談所）、医療機関等の関係機関との適切な連携を推進する。

ア) 教育委員会及び学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡協議会」を活用し、庄内警察署に通報、相談する。

イ) 教育委員会及び学校は、連絡協議会との連携のもとに、いじめに関する児童生徒の相談や、ケース会議に当たり、法務局や児童相談所、医師、スクールカウンセラー等の学校以外の相談機関との連携を図る。

### ③庄内教育事務所、県教育センターとの連携

教育委員会は、いじめの防止等の解決が困難な事案が発生したときは、庄内教育事務所の「いじめ解決支援チーム」の支援を求め、教育委員会及び学校の対応や調査について必要な助言を受ける。また、学校は、県教育センターの出前講座等を活用した研修会等を開催し、教職員のいじめに対する意識を高める。

### ④「庄内町青少年町民会議」、民生委員・児童委員、PTA、スポーツ少年団等との連携

教育委員会は、「庄内町青少年町民会議」と連携し、自治会やPTA等多くの町民に、いじめの防止等に関する協力を求める。いじめが疑われる場面を目にしたり、情報が入ったりした場合には、速やかに学校や教育委員会に情報を提供するように協力を求める。

同様に、民生委員・児童委員やPTA、スポーツ少年団本部や中学校部活動で生徒を指導する地域指導者を推薦する体育協会、学童保育等、子どもと関わりのある関係者に、適切にいじめの防止等について情報提供し、未然防止や早期発見等の協力を求める。

## (3) 「学校問題サポートチーム」の取組

教育委員会は、いじめや暴力等の生徒指導上の諸問題に迅速に対応するために、教育委員会内に指導主事、教育相談専門員及び教育相談員による「学校問題サポートチーム」を置く。学校からいじめ事案レベル2（困難事案※P11参照）の相談や報告があった際、教育委員会は、必要に応じて、連絡協議会との連携のもとに、スクールカウンセラーや児童相談所、警察署、保健福祉課職員等とともにケース会議等に参加し、学校に助言する。各機関の専門性を生かし、迅速に問題の解決を図る。（P11参照）

学校問題サポートチームは指導主事が中心になり、主に次のことに取り組む。

- ① 関係機関（警察署、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健福祉課等）との連携・調整
- ② 学校いじめ対策委員会やケース会議への参加と問題対応への助言
- ③ 保護者と学校との橋渡しや問題解決のための情報提供や相談・支援

## **(4) 教育相談体制の強化**

### **①教育相談専門員、教育相談員の配置と庄内町教育相談室「ほっとルーム」の設置**

教育委員会は、庄内町教育相談室「ほっとルーム」を教育委員会内に置き、教育相談専門員を配置する。通常、教育相談専門員は余目中学校に勤務し、生徒、保護者、教職員の相談に当たる。チラシ配布等によって「ほっとルーム」の周知を図り、生徒が気軽に相談できるように工夫する。また、県教育委員会が配置している教育相談員に加え、必要に応じて教育委員会が教育相談員を置き、教育相談専門員とともに、幼稚園や小中学校等広く相談を受け、適切に助言する。

### **②定期訪問の実施**

教育相談専門員は、町内全ての幼稚園、小中学校を定期訪問し、中学校の生徒の情報を提供し、幼稚園や小学校において、いじめや不登校、家庭の問題が心配される子どもへの指導を助言する。

### **③スクールカウンセラーによる相談**

教育委員会は、臨床心理士等の専門家を配置し、カウンセリングが必要だと判断した場合は、スクールカウンセラーを当該校に派遣する。

### **④庄内町専門家チームによる特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援の充実**

教育委員会は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、周囲から理解されずに孤立し、いじめの対象になることがないように、専門家チームによる訪問指導事業等を実施し、教職員の指導向上を図る。

また、家庭の複雑さや虐待等が原因となっていじめ問題が深刻化する事案もあるため、教育委員会は、保健福祉課や児童相談所等との合同のケース会議の開催や、連携した対応を行い、適切な解決を図るように努力する。

### **⑤いじめに関する通報及び相談窓口の周知**

最悪の事態を招かないための様々な救済制度や相談窓口を準備することが重要である。教育委員会は、児童生徒、保護者及び教職員がいじめに関する相談を行うことができるように、組織間の連携に配慮しながら、以下のような相談窓口の周知を図る。

- 庄内町教育委員会・教育相談ダイヤル
- 庄内町教育相談室（ほっとルーム）
- 県教育センター ・ 24時間いじめ相談ダイヤル ・ 山形県教育センター相談メール
- 庄内警察署 ・ ヤングテレホンコーナー
- 法務局酒田支局 ・ 子どもの人権110番
- 庄内児童相談所 ・ 教育相談ダイヤル

## **(5) いじめの防止等のための「強化月間」の実施**

教育委員会は、7月、1月をいじめの防止等の「強化月間」とし、学校に対し、以下のような取組を通じて、いじめの防止等の強化を呼びかける。

- いじめを含めた学校生活アンケート等による児童生徒への実態調査の実施
- 教育相談等を通じた児童生徒理解の徹底
- 児童生徒理解やいじめの防止等に関する校内研修の実施
- 児童会、生徒会等による児童生徒主体のいじめ撲滅活動
- 家庭への情報提供や、家庭アンケート、チェックリストの活用等の家庭の啓発活動

## **(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の実施（詳細はP15参照）**

携帯電話やスマートフォン、パソコンからインターネットの掲示板やブログ・プロフ等への誹謗中傷等の書き込みに加え、メールやSNS、ゲームサイト等でのトラブルが年々増加し、最近ではポータブルタイプのゲーム機のWi-Fi機能を使った書き込みも多くなっている。ネット上のいじめは、短期間で深刻な状況に陥りやすいうえ、匿名性が高く実態を把握して対策をとることが困難である。また、誰でも容易に被害者、加害者になりうるばかりでなく、学校の枠を越えて不特定多数が関与することもある。

ネット上のいじめの防止等には、何より家庭との連携や協力が欠かせない。学校及び教育委員会は、ネットトラブルの深刻さを保護者に啓発する研修会を、工夫して実施し、家庭内のルールづくりや情報モラルの育成への啓発を推進する。

学校は、児童生徒の携帯電話やネット利用の実態を把握し、情報モラル教育を発達段階に応じて継続的、計画的に実施する。

教育委員会は、庄内町教育研修所（以下研修所）を中心に、情報モラル指導の研究や普及に努める。また、子どもや保護者に対して情報モラル向上のためのパンフレット等を作成し、継続的、計画的な情報モラルの向上を推進する。

## **(7) 道徳教育を中心とした授業づくりと集団づくりの推進**

教育委員会は、「授業づくり」と「集団づくり」をいじめの防止等の未然防止の両輪として位置づけ、町全体で推進を図る。学校生活のほとんどの時間を占める授業において学ぶ楽しさが味わえ、自尊感情が高まり、仲間関係が良くなるように一人一人がわかる、できる「授業づくり」、全員が達成感をもてる「授業づくり」を推進する。

また、特別の教科「道徳」が導入となり、道徳教育のより一層の充実が期待される。子ども達の心の育成や主体的な判断に基づいた道徳的実践を行い、道徳性を養うことがいじめ未然防止の取り組みの土台となると思われるため、学校は道徳教育の充実に努めるようにする。

また、「授業づくり」と並行して重要なのが「集団づくり」による自浄力の育成である。学級、学年、児童会・生徒会活動、部活動やスポーツ少年団等、児童生徒が所属する集団を、いじめのないあたたかい集団にしていくことが重要である。各校の児童会・生徒会活動を充実させるために、研修所を中心に児童会・生徒会リーダー研修会等を開催する。児童会・生徒会活動の充実により、自分達の問題を自分達で解決する自浄力を育成するとともに、自尊感情や自己有用感を高め、子ども達がいじめを主体的に防止する自浄力の育成に努める。

## **(8) 学校以外の子どもが活動する場でのいじめの防止対策**

子ども達は学校以外の場でも他の児童生徒との関わり、いじめが発生する場合がある。小学校であれば、学童保育、スポーツ少年団（以下スポ少）の活動、中学校では部活動・クラブ活動（以下部活動）においても、いじめは発生し、その温床となりやすいことが指摘されている。学校以外の活動においても組織的にいじめの防止対策を実施することが重要である。

スポ少や部活動においては教育委員会が地域指導者を委嘱している。教育委員会は、研修会を適切に開催して地域指導者に町の方針を伝え、学校や地域指導者、保護者等がいじめを発見した際に、お互いに連絡を取り合うなど、連携して早期解決できるように指導助言しながらいじめの

防止等の協力を求める。

学童保育においては、学校との生活と密接に関わることが多く、いじめの対応についても学童保育だけでは全体像が見えづらく適切な対応が困難なケースが見受けられる。学童保育の指導員は、学校と密接な連携を取り情報共有を行うとともに、いじめに対する研修を開催しいじめ対応についての知識技能を高めていくように努めることが重要である。

## 2 学校が実施する取組

学校は、一人一人の児童生徒と信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが大切である。いじめ認知の遅れを防ぎ、いじめ情報の共有化と、組織としていじめの防止等に当たる体制づくりに努める。

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定と周知

学校は、法第13条に基づき、その学校の実情に合わせ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を定めなければならない。

学校は、いじめ問題に組織的に対応するために、全職員が学校基本方針を理解するように努めるとともに、必要に応じて方針の見直しや改善を図る。また、学校いじめ防止基本方針を地域や保護者へ周知し、いじめ防止への取り組みについて理解と協力を得るように努める。

### (2) 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置

#### ① 「学校いじめ対策委員会」の設置

学校は、法第22条に基づき、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、いじめの未然防止、早期発見、いじめの認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うために、「学校いじめ対策委員会（名称は任意）」を置く。構成員は、校長、教頭、教務主任、児童生徒指導担当、学年主任、教育相談担当、その他校長が認める者とする。また、会議の内容やケースによって、教育委員会の学校問題サポートチームと協議のうえ、スクールカウンセラーや学校医、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を求めることも考慮する。なお、日頃からいじめの問題等に対応する組織として構成されている「運営委員会」や「企画会議」、「生徒指導部会」等の既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものであり、学校いじめ対策委員会として機能させることができる。

#### ② 「学校いじめ対策委員会」の役割

学校いじめ対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、次の役割を担う。

- 校内のいじめに関する情報交換がスムーズに行える仕組みを整え、いじめの実態を把握する。
- 教職員は、いじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込むことがないように速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、組織として情報を共有し、対応を検討する。
- 管理職は、担任から情報が速やかに共有されるように教職員を指導する。
- いじめ発見のためのアンケートの年間計画について協議・作成し、確実に実施する。
- いじめの事実の有無を確認し、いじめをやめさせ、その再発を防止する。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- 学校基本方針に基づき、いじめの防止等の取組を推進する。

- いじめの防止等の取組についてP D C Aで検証する。
- 定期的に学校基本方針の見直しをする。

### ③「いじめ対策担当教員」の指名、及び情報の流れと担任の情報の抱え込み防止の徹底

いじめの疑いの情報が迅速に集約され、全教職員が理解して対応することが重要である。

校長は、「いじめ対策担当教員」を指名し、校内のいじめの情報を一元的に集約し、学校いじめ対策委員会やケース会議等を迅速に開催し、対応できるようにする。

さらに、図1のようないじめの情報の流れを全教職員が理解し、担任によるいじめの情報の抱え込みを防止するように徹底する。(抱え込みは処罰の対象になり得る)

<図1>

例) いじめの疑いを認知→ 担任→ 学年主任またはいじめ対策担当教員→ 教頭→ 校長

いじめ対策担当教員は校内外のいじめ情報を、学年を越えて一元的に集約することが重要である。校内外のあらゆる場面からいじめの情報について、図1のように、日常から情報の流れを明確にし、全教職員で共有、徹底することによって、いじめの情報の迅速な伝達を図ることが重要である。そして、いじめの疑いを全教職員に周知し、情報の収集を図りながら、当該児童生徒を全教職員で見守っていくしくみを構築する。

## (3) いじめの未然防止の取組

### ①家庭・学校・地域が一体となって自他のいのちの大切さを教えること

学校は、あらゆる活動を通して、自分のいのちの大切さを教えるとともに、他者のいのちや考え方を尊重することの大切さを教え、相手を思いやる心と、いじめを許さない心の育成に努める。発達段階に応じて、戦争や平和について学習する機会や、自然災害を通して、平和やいのちの大切さを繰り返し教えていくことが重要である。日常の人間関係のトラブルを学びの機会として、相手を尊重する関わり方を丁寧に指導していく。また、道徳の授業を要とし、全教育活動を通して規範意識や道徳的実践力の育成を強化することが必要である。

教育委員会及び学校は、家庭や地域に対して、いじめ問題への理解を図り、あらゆる場面で自他のいのちの大切さを子どもに教えていくことを働きかける。

### ②交流やボランティア体験を推進し、助けあい、支えあう「共生」の心を育成すること

学校及び教育委員会は、これまでもさまざまな交流の中で相手意識を育て、自分のことだけでなく助けあい、支えあう「共生」の心の育成に努めてきた。異世代交流やボランティア体験、被災地支援を重ねてきたことで、自分以外の他者の立場にたって、人の内なる心を思いやる児童生徒が増えてきたように感じられる。

学校及び教育委員会は、いじめの未然防止として、これまでのような交流やボランティア体験、社会の一員として役割を果たす体験を今後も推進し、「共生」の心の育成に努める。

### ③道徳教育を中心とした授業づくりと集団づくりの推進（P7参照）

#### ④教職員の研修の活性化

教育委員会及び学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、教職員の資質向上に必要な研修を行わなければならないとされている。いじめに気づく感性を磨き、家庭や児童生徒から信頼される教職員であるために、学校は教育委員会と連携し、

いじめに関する校内研修の活性化に努める。

#### **(4) いじめの早期発見**

いじめの発見や認知が遅れると、いじめがエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して複雑になり、解決が困難になる。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われる。学校は、深刻な事態を招かないためにも、児童生徒の小さなサインを見逃さず、積極的な認知により早期発見に努める。

##### **①日常のきめ細やかな観察**

学校は、日常の授業における児童生徒の表情や態度をよく観察し、いじめは大人が見ていない時間帯に起こりやすいことから、休み時間や清掃、給食、朝学習前の様子、部活動等の活動中の様子を、教職員が分担してきめ細やかな観察を行い、早期発見に努める。

児童生徒の持ち物へのいたずらや落書き等にも注意が必要である。また、児童生徒との家庭学習ノート等の交換を利用し、気になることの相談を書かせるなど、児童生徒の状態をきめ細やかに確認していく。

##### **②年間計画に位置づけられた計画的なアンケートの実施とチェックリストの活用**

学校は、県教育委員会から示されているいじめ発見アンケート等の各種いじめ発見に関するアンケートの実施について年間計画を作成し、適切な時期に計画的にアンケートの実施をしなければならない。また、いじめ発見のチェックリスト（教職員用、保護者用）を適切に活用し、各校独自のいじめ発見等のアンケートの実施や教育相談等を工夫し、いじめの早期発見・早期対応に努め、解決に向けて迅速に対応していく。

##### **③学校のいじめの状況についての報告とPTAと連携した保護者や地域への情報提供**

学校は、いじめが認知された場合は、県教育委員会が依頼する「いじめ・長期欠席・学級経営・虐待の実態調査」等に反映させて、教育委員会に報告する。また、いじめの認知がなかった場合は、保護者に対してその結果を周知し、いじめの認知があった場合も、保護者への校内のいじめの状況について情報提供を行うなど、いじめ未然防止への関心を高めるような工夫を行うように努める。

##### **④相談体制の整備**

学校は、いじめに関する相談体制を整備することが必要である。子どもは容易には相談しないことを十分に認識しなければならない。つらくて相談するエネルギーがない、相談しても理解してもらえないだろうと思う、相談しても解決するとは思えない、逆にいじめが陰湿、過激になる恐れを感じるなどの理由から、自分で相談できる子どもは多くはない。いじめを受けた子どもの心は重大なダメージを受けるものであり、最悪の事態を招かないためには、初期の段階での迅速で効果的な対応が必要であり、そうした子どもの救済のための制度を二重、三重に準備することが大切である。そこで、児童生徒又保護者に対し、以下のような相談窓口の周知を図る。

- 担任による定期的な教育相談、日常的な相談
- 養護教諭等の自分が相談しやすい教職員との相談
- 教育相談員や教育相談専門員との相談（町教育相談室「ほっとルーム」）
- スクールカウンセラーとの相談
- 教育委員会指導主事又は保健福祉課保健師等との相談

●県教育センターによる「24時間いじめ相談ダイヤル」及び「メールによる相談」

## (5) いじめへの対処

いじめの対応を担任だけで行くと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがある。学校は、いじめを認知した時、または、いじめの疑いがあると認めた時点で全教職員に周知し、多方面から的確、迅速に対処する必要がある。さらに、保護者にも、早い段階から情報を提供し、児童生徒の見守りや問題解決に向けて、協力しあうことが重要である。

### ①ケース会議の実施と、学校と教育委員会の連携

学校は、いじめの疑いの情報があった場合、学校いじめ対策委員会を開催し、事案によってケース会議を開く。このことにより、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。

学校は、いじめ事案を図2のようにレベル1、レベル2、レベル3に大別し、レベル3だけでなく、事態の深刻化を防ぐために、困難事案（レベル2）についても教育委員会に一報を入れ、教育委員会と連携して対応する。いじめ事案の解決のためには、初期段階での迅速で効果的な対応が重要である。ケース会議はいじめの防止等の実効的な会議として、いじめ事案について組織的に情報を共有し、総合的に対応を協議し、迅速に解決策を実行するために行う。困難事案（レベル2）の場合、学校と教育委員会の協議により、学校問題サポートチーム等から、指導主事や専門家がケース会議に参加する。

<図2>

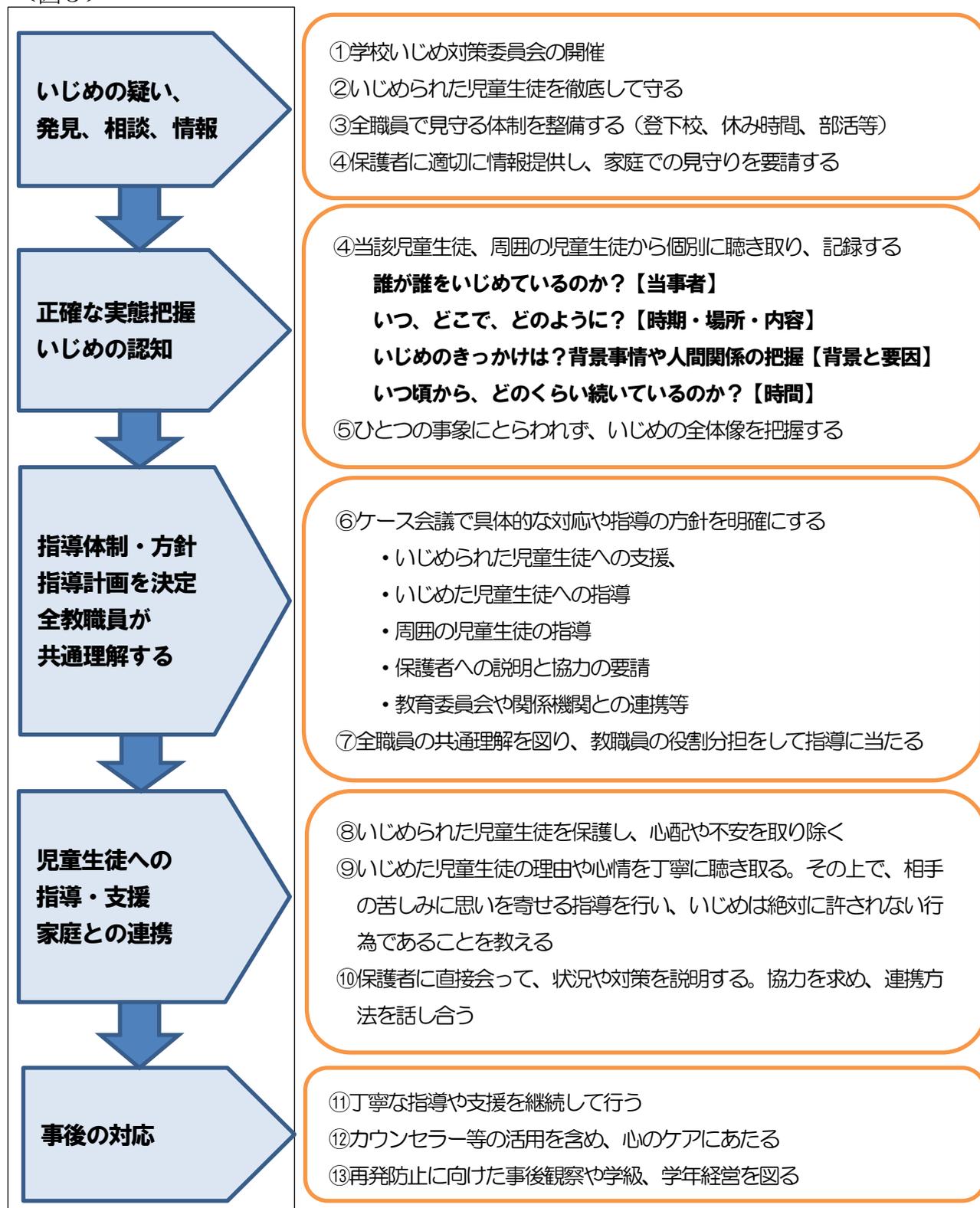
いじめ事案		対応
レベル1	校内対応事案	学校いじめ対策委員会等で対応。校内の対応で解決。
レベル2	困難事案 (教育委員会 に報告)	ケースに応じて、学校と教育委員会の協議により、学校問題サポートチーム等から指導主事、スクールカウンセラー、児童相談所、警察署等の人材を加えてケース会議を行い、対応を協議する。
レベル3	重大事態 (教育委員会 を通じて町長 に報告)	教育委員会は、速やかに専門調査委員会を招集する。原則として、専門調査委員会が調査の主体となる。学校及び教育委員会は専門調査委員会の指導の下、アンケート調査、聞き取りなどを適時に行い、客観的な事実関係の調査を迅速に進める。

## ②いじめ対応の基本的な流れ

いじめの疑いがあった場合の基本的な流れは図3の通りである。

教職員が情報を正確に共有し、納得しながら協力して進めていくこと、また、保護者には直接会って丁寧に説明し、家庭と連携して進めていくことが重要である。

<図3>



### ③いじめられた児童生徒とその保護者に対する学校の対応

- ア) いじめを認知した場合は、早急に家庭訪問等により、保護者に直接会って適切に事実関係を伝える。
- イ) いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去し、丁寧な対応を行う。
- ウ) 状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- エ) いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、部活指導者等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い、支えるサポート体制をつくる。
- オ) いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるように、必要に応じていじめられた児童生徒を別室において指導するなどの対応を行う。
- カ) 状況に応じてスクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等、外部専門家の協力を得る。
- キ) 保護者の誤解を招かないように事実関係を適切に迅速に説明し、保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。
- ク) 保護者の考えや訴えをよく聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪し、解決に向けて協力を要請し、家庭と学校の連携を強化する。
- ケ) いじめられた児童生徒が安心して学校生活を送れるように、継続して連絡を取り合い、今後の対応と計画等について説明していく。
- コ) いじめが解決した後も、きめ細かく経過観察を行い、関係する児童生徒への丁寧な指導や支援、見守りを継続して行う。

### ④自殺につながる可能性がある場合の学校の対応

学校は、児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、図4のような対応をするとともに、家庭や関係機関と連携しながら、児童生徒から目を離さず見守る。心が安定するまで、教室復帰などを急がず、児童生徒のいのちを守り、心の回復を図ることを第一の目標として支援体制を組む。

いじめが解決した後も経過観察を継続し、カウンセラー等の活用により長期的な心のケアにあたる。

<図4>

#### TALKの原則

Tell	心配していることを言葉に出して伝える
Ask	「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる
Listen	絶望的な気持ちを傾聴する
Keep safe	安全を確保する

## ⑤いじめた児童生徒とその保護者への学校の対応

- ア) いじめた児童生徒の理由や心情を丁寧に聴き取る。いじめた児童生徒が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該児童生徒自身が抱える悩みをつかむ。その上で、いじめられた児童生徒の苦しみに思いを寄せる指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを教える。
- イ) 保護者に直接会って事実関係を説明し、事実に対する保護者の理解や納得を得るようにする。保護者を責めたりせず、学校と家庭が連携して子どもを成長させることを確認し、解決に向けて家庭の協力を求める。
- ウ) 謝罪や責任を形式的に問うことを急がず、児童生徒の関係が良くなることや関係児童生徒が人間的に成長することを重視する。謝罪を行う際は、いじめられた児童生徒やその保護者の意向に寄り添い、いじめた児童生徒や保護者が納得した上で行う。
- エ) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることから、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

## ⑥集団へのはたらきかけ

- ア) いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるように努め、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭を不幸にするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を毅然として指導する。
- イ) 見て見ぬふりせず誰かに知らせることで、仲間を救うことになることを教える。いじめを傍観せずに、先生に教えたり、いじめられている児童生徒に自分ができる支援を行ったりするなど、自分のことだけでなく、周りに目を向け、困っている人に気づき、助けあう人であってほしいことなどを粘り強く、繰り返し教えていく。
- ウ) はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であり、決して許されない行為であることを理解させる。
- エ) 学級や学年全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であることを集団全体が理解するように粘り強く教える。児童会、生徒会が主体となって子ども達自身がいじめ問題を解決しようとする自浄力を育成するように努める。

## ⑦保護者に対する啓発

- ア) 状況に応じてPTA役員会を開催し、いじめの状況を説明する。教育委員会と連携を図り、保護者への説明を行い、事態の深刻さを伝え、再発防止に向けた啓発を行う。
- イ) 児童生徒の個人情報の取り扱いなど、プライバシーに十分注意して情報提供していく。

## ⑧「いじめに関する報告書」の作成

重大事態等に発展する可能性がある場合や校長が判断した場合や警察と連携して対処した場合には、学校は教育委員会に連絡し、「いじめに関する報告書」を作成し、教育委員会に提出する。

### 3 子どもとしての取組

- (1) いじめは人間として絶対に許されないことです。庄内町は、自他のいのちや生き方を大切に、助けあい、思いやることのできる人づくりをめざしています。自分自身を大切にするとともに、周りの人に対しても思いやりの心もち、お互いに尊重しあうようにしましょう。
- (2) 自分が友達から嫌なことをされたり言われたりしたときは、自分一人で悩まずに、勇気を出して、家族や先生、教育相談員、スポーツ少年団や部活動のコーチ等、自分が相談しやすい人に相談してください。
- (3) 自分の周りでいじめと思うようなことを見たときも、勇気を出して、自分が相談しやすい人、信頼できる人に相談し、自分ができる方法で、悩んでいる人を支えてください。

### 4 保護者としての取組

- (1) いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭を不幸にするものであり、人間として絶対に許されないものだということを、子どもに教えましょう。
- (2) いじめは誰にも起こる可能性があり、誰でもいじめの加害者にも被害者にもなりうることや、相手を思いやり、良いか悪いかを正しく判断できるように繰り返し教えましょう。いじめに加担したり、見て見ぬふりをしたりしないように指導しましょう。
- (3) いじめを発見した場合や、子どもがいじめで悩んでいる疑いがあるときは、子どもの様子を丁寧に見守り、子どもの悩みを聴き取り、速やかに学校や関係機関に相談しましょう。
- (4) 保護者同士が仲良く協力し合い、子ども達の手本となる言動をするようにしましょう。

### 5 町民・地域社会としての取組

- (1) 家庭、学校、地域、行政が連携していじめの防止等に取り組みましょう。
- (2) 地域でいじめやいじめが疑われる様子を発見した場合、また、いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに学校や保護者に情報を提供しましょう。
- (3) 地域社会が一体となって教育を支え、共に子どもを育てる教育をめざしましょう。地域の行事や、学校のボランティア活動、あいさつ運動等に積極的に参加し、子どもを温かく育てる町づくりを推進しましょう。

### 6 インターネットによるいじめの対応

- (1) インターネットでのいじめの特徴
  - ① 不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
  - ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷が出るなど児童生徒が行動に移しやすく、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
  - ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹

謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報、回収することが困難になると共に、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、外部から見えにくい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。
- ⑤ 1つの行為がいじめの被害者に留まらず、学校や家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。
- ⑥ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させ、インターネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていく必要がある。

また、書き込んだ文字や掲載した写真等は、インターネット上に残ったり、他の媒体を通して広がったりするために、簡単に消去できない、取り返しがつかない事態となってしまうこともある。そのため、児童生徒に対して、興味本位で掲示板やSNS等に近づかない指導を、学校・家庭・地域が連携していく必要がある。

## (2) インターネット上のいじめの未然防止

### ① 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

各校において、情報機器の積極的な活用と同時に、ネット上のいじめを予防する観点から、またネット上のトラブルに児童生徒が巻き込まれる事案が多発している現状より、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応として、情報モラル教育を行っていく。

情報モラルについては、外部講師招聘による研修会、文部科学省が配信している動画の活用など、指導の形態を工夫しながら道徳教育と連携しながら継続的な指導を行う必要がある。

### ② 家庭、地域、PTAとの連携

インターネット上のトラブルは、学校の取り組みだけでは解決しない。家庭やPTAと連携、協力を得ながら、早期発見、早期対応を推進していく必要がある。具体的には、家庭においては、使用時間や使用状態の把握、フィルタリングやペアレンタルコントロールの実施、家庭のルールの確認、PTAでは、共通のルールの作成と周知、情報モラルに関する研修会の実施などが考えられる。

このような取り組みを連携しながら行うことで、子どもだけでなく、保護者のいじめの未然防止の意識を高めていくことが必要である。

#### 【参考】ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト、ゲームソフト、ウェブサイトなどを、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような 機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「パレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「パレンタルロック」ともいう。ペアレンタルコントロールの例 i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。 ii) 保護者による継続的な見守りを行う。 iii) 危険性の教育を行う。 iv) フィルタリングの設定を行う。 v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。上記 i) ～v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を 順序立てて教えていく。

### (3) 早期発見・早期対応への取り組み

#### ① インターネット上のいじめのサインをキャッチするポイント

インターネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。現実の人間関係をしっかりと把握することがインターネット上のいじめの発見につながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気付く努力が必要である。

#### ② インターネット上のいじめについての相談体制の整備

インターネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気付かないところで進行する場合もある。このため、各学校においてはインターネット上のいじめを発見した際にどのように対応すればよいのかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく必要がある。

#### ③ 掲示板や不適切な書き込み、画像等の掲載への対応

ネット上のいじめや不適切な画像、動画等の掲載については、保護者や児童生徒からの相談によって事態を把握することが多く見られる。また、児童生徒のちょっとした変化から事案を把握する事例もある。学校では、いじめに対するアンテナを高く持ち、情報収集をしながらいじめへの対応を行う必要がある。

また、掲示板等の不適切な掲載（誹謗・中傷、個人情報等）について相談があった場合は、その内容を確認できるようにプリントアウト等の対応を行う。プリントアウトが困難な場合は、デジカメなどで撮影するなどの対応が考えられる。

削除依頼については、利用規約等を確認し、管理者に削除を依頼する。依頼する場合は、個人のパソコンではなく、学校等のパソコンやメールアドレスを使用することが望ましい。また、削除依頼のメールには、個人情報を記載する必要はない。管理者が依頼に応じない場合や連絡先が不明な場合は、プロバイダー（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。それでも削除されない場合は、庄内警察署刑事・生活安全課や法務局などに相談し、対応を検討する。

## 【指導のポイント】

- ①掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条名誉毀損、第231条侮辱など）であり、決して許される行為ではないこと。
- ②掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。
- ④チェーンメール等への対応  
不特定多数に転送を求めるメールのことをチェーンメールという。「このメールを〇〇人に転送してください」という内容が記載されているものは全てチェーンメールである。児童生徒には、転送しなくても実害はないのでチェーンメールは削除して構わないことを指導する。また、返信を求められたり、URLにアクセスするように記載があったりしても、決してこちらから連絡したり、アクセスしたりしないように指導する。

## 【参考】チェーンメールの内容例

- 幸福・不幸（の手紙）系 転送しないと不幸になる、あるいは幸福になるというもの。ホラー画像・動画が添付されたり、画像のリンクを本文中に含まれたりしたものが多い。
- 宣伝系 不幸の手紙をベースにしたものに、広告宣伝のためのHPアドレスを含むもの。リンク先へ飛ぶと、チェーンメールの内容に絡んだホラー画像や、携帯の待ち受け画像などが表示され、同一画面に業者のHPへのリンクを一緒に表示させることで、自サイトへ誘導する。出会い系やアダルト系サイトが多い。
- 募集系 募金や献血のお願い、ペットの飼い主捜しなどの善意の内容や、テレビ番組の実験でチェーンメールを転送しているなど、受信者の良心を逆手にとって、転送させようとするもの。電話番号や住所など含むものがあるが、アダルト番組へ繋がり、料金請求されたり、まったく関係のない第三者の情報が使われていることもあるので、絶対にアクセスしたり、連絡を取ったりしてはいけない。
- 誹謗・中傷（嫌がらせ）系 個人的な悪意やいたずらで、ある人物や団体、事業者などを中傷するために転送したりするもの。その他 ブラウザクラッシュメール（※1）、ワン切り電話番号（※2）の羅列など。
  - ※1 リンク先のアドレスをクリックすると延々と画像を開かせて携帯のブラウザをフリーズさせるなどし、受信者を驚かせて転送を促すもの。
  - ※2 「あなたはかける勇気がありますか。芸能人の携帯電話番号です」といった度胸試しのような内容。実際はかけてきた相手から料金請求するための電話番号で、「ワン切り」などに使われているものが多い。

（出典：「撃退！チェーンメール」財団法人日本データ通信協会 迷惑メール相談センター）

## 7 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### (1) 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれない適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることが分らなかつたり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

### (2) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う必要がある。

### (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

### (4) 被災児童生徒

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## 8 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも「3ヶ月」を目安とする。

### (2) 被害者が心身の苦痛を感じてないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談により確認する。

学校は、いじめは解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分に有り得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 第3章 重大事態への対処

### 1 教育委員会及び学校による対処

#### (1) 重大事態の意味

法第28条に基づき、次に掲げる場合を重大事態という。

#### ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ○ 児童生徒が自殺を企図した場合  | ○ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合  |
- などのケースが想定される。

#### ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## (2) 調査の趣旨及び調査の組織

### ①重大事態の報告

校長は、重大事態が発生した、または重大事態の発生と疑われる場合には、直ちに教育委員会を通じて町長に報告する。教育委員会及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に町長に報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに庄内警察署に通報する。

### ②重大事態の調査

教育委員会及び学校は、重大事態が発生した、または重大事態の発生と疑われる場合には、法第28条の規定に基づき、連携してその事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。(初期アンケートは3日以内に行う。)

### ③調査の趣旨

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。

### ④調査を行うための組織

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断した場合には、速やかに専門調査委員会の開催を要請する。重大事態の調査については、原則として、専門調査委員会が主体となる。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、公平性・中立性の確保に努める。なお、構成員に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。また、いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者が、予め委嘱している委員以外の人選を望む場合には、教育委員会は検討の上、臨時委員を委嘱する。

### ⑤重大事態への対処に当たっての基本的な姿勢

教育委員会及び学校は、次に掲げることを基本的な姿勢として重大事態に対処する。

- ア) 申立てをした児童生徒、保護者の意見を十分に聴取し、配慮しながら対応する。
- イ) いじめがあったのではないかとこの姿勢で事実に向き合う。
- ウ) 児童生徒、保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- エ) 調査は、迅速かつ計画的に行う。
- オ) いじめられた児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。
- カ) 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、以下のこと等に関する事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

＜明確にする事実関係等＞	
○いつ（いつ頃から）	【時期】
○誰から行われたのか	【当事者】
○どのような内容であったか	【内容】
○いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか	【背景】
○学校・教職員がどのように対応したか	【対応】

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。教育委員会及び学校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で望む。また、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### ①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、質問紙の使用に当たり、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど、いじめられた児童生徒や、情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先した調査を実施する。また、いじめられた児童生徒の身体、心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめられた児童生徒から直接聴き取りを行わないという判断をする場合もありうる。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

#### ②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、迅速に調査に着手する。調査は、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等の方法により行う。

#### ③自殺が起こった場合の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意するとともに、＜図5＞「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ア) 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ) 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会及び学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- エ) 詳しい調査を行うにあたり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。また、児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- エ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行うよう努める。
- オ) 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道の在り方に特別に注意していく必要がある。

<図5>

**【参考】WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言**

**「控えてほしいこと」**

- ・遺体や遺書の写真の掲載や自殺方法の詳しい報道
- ・単純化した原因の報道
- ・自殺を美化したりセンセーショナルに報道したり、自殺を非難したりする
- ・宗教的・文化的な固定観念をあてはめる

**「積極的にしてほしいこと」**

- ・精神保健の専門家と緊密に連絡をとる
- ・自殺に関して「既遂」という言葉を用い、「成功」という言葉は用いない
- ・自殺に関連した事実のみを扱う
- ・一面には掲載しない
- ・自殺以外の他の解決法に焦点をあてる
- ・電話相談や他の地域の援助機関に関する情報を提供する
- ・自殺のサインについての情報を与える 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」より

（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

#### ④児童生徒及び保護者、地域への配慮

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断ない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### ⑤質問紙調査の留意点

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭におく。従って調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

### (4) 重大事態の調査結果の報告

#### ①いじめを受けた児童生徒・その保護者に対する適切な説明の責任

教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。したがって、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮した上で、適時・適切な方法で、経過報告を行う。この際、個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

#### ②調査結果の報告

教育委員会は、重大事態について調査した結果を、町長に報告する。調査の報告に当たっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう努める。

また、調査の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

### (5) その他の留意事項

教育委員会は、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用について学校と協議する。いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

## 2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### (1) 再調査

重大事態調査報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行うことができる。

## (2) 再調査を行うための組織

再調査を実施する機関については、法第30条第2項及び条例により、再調査委員会を設置する。この再調査委員会を町長による再調査を行うための組織とする。再調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。

## (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることとされている。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、より適切な方策を検討する。町長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

また、再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

## 第4章 点検・評価及び基本方針の見直しについて

### 1 教育委員会が行う点検・評価

#### (1) いじめの実態に関する調査結果の活用

教育委員会においては、県教育委員会が行う「いじめ・不登校・学級経営・虐待の実態調査」と文部科学省が行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知状況、解消状況、態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行うとともに、町におけるいじめの防止等に関する施策を見直す。学校においても、上記の諸調査における結果を分析・考察し、学校におけるいじめの防止等に関する取り組みに反映させていくように指導する。また、年度末に、いじめの防止等に係る取組について、各学校の状況を点検し、改善を促していく。

#### (2) 点検・評価の概要

##### ①基本方針に基づく施策の実施

##### ②実態把握

- ア) 「いじめ・不登校・学級経営・虐待の実態調査」
- イ) 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- ウ) ネット上のいじめ等の把握
- エ) 学校における取り組みや体制の点検・評価

### ③連絡協議会における点検・評価

- ア) 町基本方針に基づくいじめの防止等のための対策及び連携強化に関すること
- イ) 関係機関によるいじめの防止等を目的とした啓発活動に関すること
- ウ) 教育委員会が必要と認める事項に関すること

### ④専門調査委員会における点検・評価

- ア) いじめの防止等のための対策に関すること  
教育委員会は、当該年度に発生したいじめの状況や対応、いじめ関連調査による結果、いじめの防止等の施策等について情報を提供し、専門調査委員会の助言を受ける。
- イ) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係に関すること

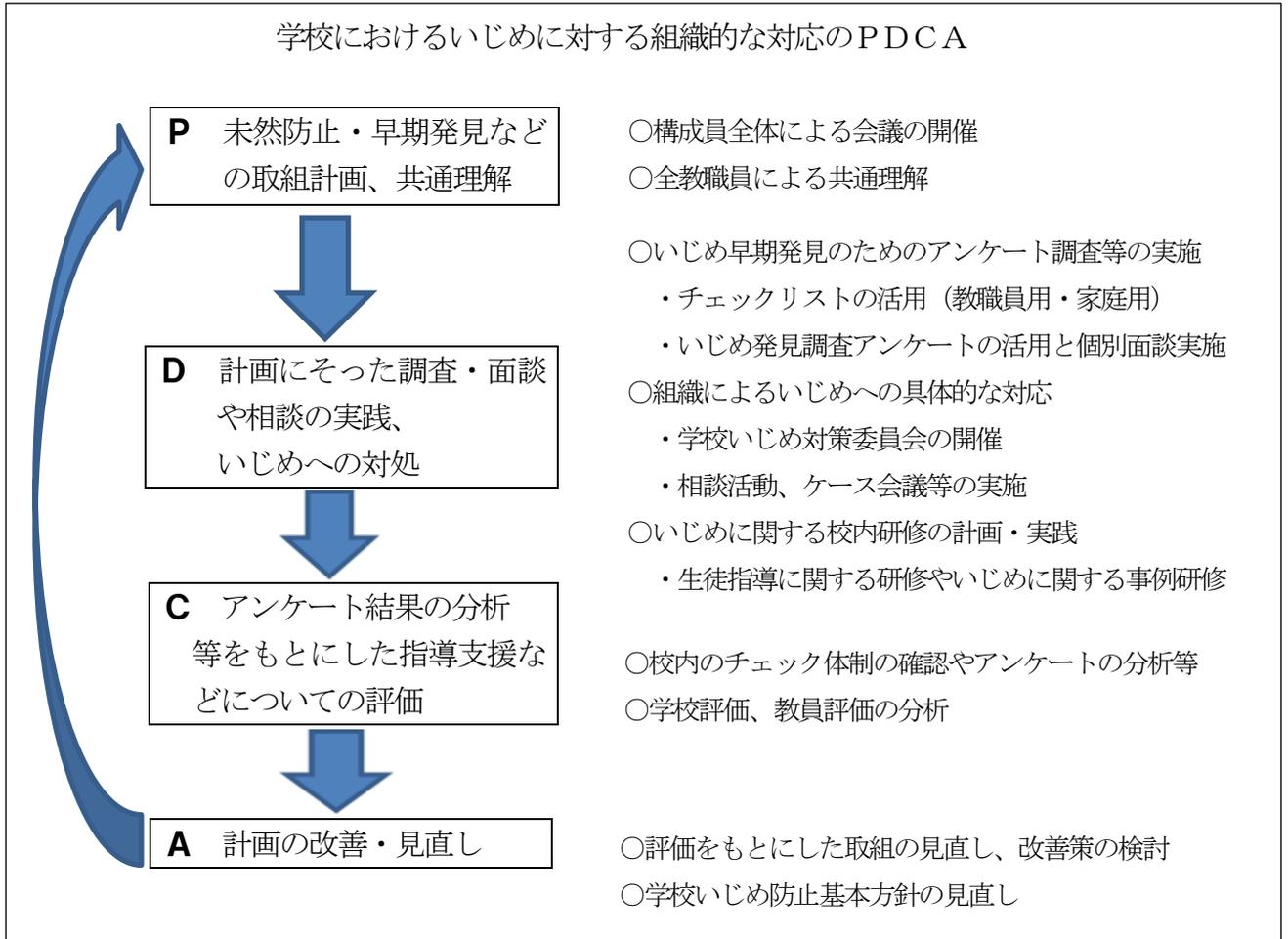
### ⑤施策の見直し、取組の改善

## 2 学校が行う点検・評価

いじめは、インターネット上も含め大人に見えにくい世界で発生しており、子どもを取り巻く社会や環境の変化とともにその内容も変化している。従って、その実態把握と点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。教育委員会は下記のことについて学校に指導・助言を行う。

- (1) 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や適切な対応が促されるように取り組むこと。
- (2) 児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、いじめの防止等に関する目標や計画を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価すること。
- (3) 評価結果を踏まえ、いじめの防止等の取組みの改善に生かすこと。
- (4) 評価に当たっては、以下の項目を参考に行うこと。
  - ア) 学校基本方針を基に、対応方針や指導計画を明確にしているか。
  - イ) 日頃より、いじめの実態把握に努め、いじめの未然防止や早期発見に努めているか。  
各学級の状況を学校組織として共有できているか。
  - ウ) 学校基本方針や取組みについて、家庭や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
  - エ) いじめが生じた際に、学校全体で迅速かつ組織的に対応する体制が機能しているか。
- (5) 学校いじめ対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校基本方針に基づく取組状況、いじめ事例の検討等、当該学校のいじめの防止等の取組みについて、図6のようなPDCAサイクルで検証を行うこと。

<図6>



### 3 町基本方針の見直し

町及び教育委員会は、法の施行状況や国や県の基本方針の変更等を勘案し、この方針の点検を行い、必要があると認められたときには、その結果に基づいての改定措置を講ずる。

